

吹田市個人番号の利用等に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第3条 市長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) 法定利用事務に関連する事務であって、規則で定めるもの</p> <p><u>(2) 次に掲げる条例の規定による医療費の助成に関する事務</u></p> <p>ア <u>吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）</u></p> <p>イ <u>吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）</u></p> <p>2 ----- 略 -----</p>	<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第3条 市長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) 法定利用事務に関連する事務であって、規則で定めるもの</p> <p><u>(2) 吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和42年吹田市条例第20号）の規定による福祉年金の支給に関する事務</u></p> <p><u>(3) 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による医療費の助成に関する事務</u></p> <p><u>(4) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定による医療費の助成に関する事務</u></p> <p><u>(5) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務</u></p> <p><u>(6) 障害者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>2 ----- 略 -----</p>